

令和5年度「ひなたのグループ婚活」事業業務委託仕様書

1 業務の目的

少子化及び人口減少対策としての結婚支援は喫緊の課題であるが、特に中山間地域では身近な出逢いだけでは結婚相手が見つげづらい状況にある。また、出逢い・結婚を希望する方の中には、「1対1」での出逢いに対してハードルの高さを感じる方もいる現状がある。そこで、市町村や企業等と連携してグループ単位での出逢いの場を提供するとともに、中山間地域と都市部など広域的な交流の機会を創出する。

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 委託業務の内容

(1) 結婚希望者のグループ登録及びグループ登録申請促進活動

- ① グループ登録について、50団体以上の登録を目指すこと。
- ② 企業グループについては、みやざき出会い・結婚応援企業等に対して優先的にアプローチを行うこと。その際、みやざき結婚サポートセンターの受託者の協力を得ること。
- ③ 企業や団体、市町村等に働きかけ、グループ登録の依頼を行うこと。
- ④ 地域グループについては、十分に市町村と連携を取ること。
- ⑤ 協力の得られた企業及び地域グループ等に対して、必要なアドバイスや相談対応等を行うこと。
- ⑥ 登録を希望するグループの登録手続きを行い、交流会の案内や日程調整等の連絡調整を行うこと。
- ⑦ 各グループの紹介ページ作成に際し、グループの魅力発信などアドバイスを行うこと。
- ⑧ 登録グループに対しては、みやざき結婚サポートセンター等県の結婚支援事業の案内を行うこと。

(2) グループ間交流会の開催

- ① グループ交流は、年間15回以上開催すること。
- ② 中山間地域のグループを対象としたものを5回以上開催すること。
- ③ 県が実施する婚活イベント学生アイデアコンテストのアイデアを活用したものを1回以上開催すること。
- ④ 中山間地域のグループとの交流では、希望に応じて地域の名所めぐりなど、地域の魅力PRにつながる取組も検討すること。
- ⑤ グループ登録が促進されるよう、イベントを企画し、参加グループの募集を行うこと。また、グループ交流会のリクエストが促進されるよう、自主企画の提案やマッチングの呼びかけを行う等、各グループ間の交流活動が活性化する企画に取り組むこと。

- ⑥ グループ交流会の実施に当たっては、イベントの企画立案、当日の進行を行うこと。カップリング率を高める取組等により、全ての参加者が主体的に参加できるよう工夫をすること。また、参加者の婚活意欲向上につながるようなミニ講座をセットで実施すること。
- ⑦ マッチング等については、県のポータルサイト「えんむすびみやざき」内に設置した専用ページにより行う。運営に当たっては、サイトの保守・運用受託業者と連携を行うこと。
- ⑧ マッチング実施によるカップル数・成婚数について把握する必要があることから、定期的（年1回以上）に、各登録グループからの報告を求めること。

（3）全体交流会の開催

- ① 登録したグループが一同に会して交流する全体交流会を1回以上実施すること。
- ② 婚活支援に実績のある講師を招き、60分程度の講演会を行うこと。
- ③ 交流を促進するために、グループごとの紹介を行う等、全グループが主体的に参加できる内容とすること。その際、各グループに対しては、魅力発信などのアドバイスや相談対応等を行うこと。

（4）広報活動

グループ登録や全体交流会の参加促進のための広報活動を行うこと。なお、広報内容については、事前に県と協議を行うこと。

（5）運営全般について

- ① 責任者と主担当者を選定し、実行可能な体制を取ること。
- ② 事業実施に当たり、必要な連絡体制を整備すること。
- ③ 本業務実施により知り得た秘密を他の業務等に流用しないこと。
- ④ 契約終了後も、守秘義務を守ること。
- ⑤ 事業実施により生じたトラブル等に対応するため、弁護士への相談等の体制を取ること。また、併せて県へも情報提供を行い、対応等について協議すること。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じること。

4 事業計画及び報告等

（1）実績報告

受託者は、委託業務を完了したときは、実績報告書に成果品を添えて、定められた期日までに提出すること。

（2）定例会議の開催

受託者は、適宜、県の担当者と課題や取組方針等について意見交換を行うものとする。

(3) 定例報告

- ① 受託者は、事業実施の効果測定と改善検討のため、グループ交流会ごと及び全体交流会について、参加者アンケートを実施すること。
- ② グループ交流会については、実施の都度、県が指定した様式により報告を行うこと。

5 業務遂行上の注意

- (1) 事業の実施に当たっては、イベント保険等に加入し、万一の事故を防止するため、最大限の安全性を考慮し、実施すること。
- (2) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。
- (3) 委託契約の満了等に伴い受託者が変更になる場合は、県や次期受託者に「ひなたのグループ婚活」事業登録者情報等について、速やかに引継ぐこと。